

玉 掛 け 技 能 講 習

この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号48-1030）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。（クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません）

この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。

つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 (1) 学科 令和7年8月19日(火) 9:00~17:05 (受付8:35~8:50)
令和7年8月20日(水) 9:00~15:00 試験15:10~ (受付8:35~8:50)
(2) 実技 1回目 令和7年8月21日(木) 8:30~16:30 試験16:35~ (受付8:05~8:20)
2回目 令和7年8月22日(金) " "

※ 実技講習日については、1回目、2回目からいずれかで、申し込み順になります。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

2. 会 場 (1) 学科 アイ・ドーム（一関市東台50-46）
(2) 実技 大東興運株（一関市狐禅寺字小倉沢2-1）

3. 受講資格 18歳以上の方（18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。）

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料 【全科目受講者】 27,005円（消費税10%込）（受講料25,300円 テキスト代1,705円）
【一部免除者】 24,805円（消費税10%込）（受講料23,100円 テキスト代1,705円）

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
(2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

- 免除科目 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
(ロ) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 8月5日(火) 先着40名に達し次第締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされる
ことがありますのでご注意ください。

申込者が少ない時や気象状況等により講習を中止する場合があります。

8. キャンセルの取扱 8月12日(火)以降のキャンセル及び欠席についての受講料はお返しできません。

9. 申込方法 空き状況を確認の上、「受講申込書」に受講料・テキスト代・写真1枚（上図参照。鮮明なもの。デジタルカメラ等の不鮮明なものは不可）を添えてお申し込み下さい。（申込書、写真等は郵送又は窓口にご持参願います）。
申込書の現住所は、運転免許証又は住民票など身分を証明できるものと同じ住所を記載して下さい。一部免除申請のある方は、該当する免許証・修了証のコピー（顔写真が確認できるもの）を貼付願います。

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

お振込みの方には、受講票送付時領収書を同封させていただきます。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

〒021-0873 一関市台町8-23 TEL 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720

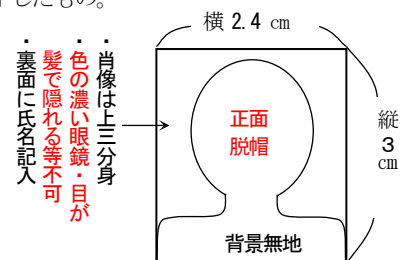
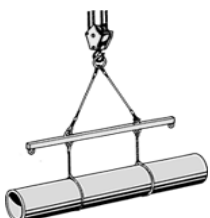
10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:50~9:00 オリエンテーション 9:00~17:05 クレーン等の玉掛けの方法(7H)	8:50~9:00 オリエンテーション 9:00~10:00 クレーンに関する知識(1H) 10:05~13:50 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 14:00~15:00 関係法令(1H) 15:10~16:10 学科試験	8:20~8:30 オリエンテーション 8:30~15:30 クレーン等の玉掛け(6H) 15:30~16:30 クレーン等の運転のための合図 16:35~ 実技試験(1H) ※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 昼食・休憩時間については、当日時間表にてお知らせいたします。

11. その他

- 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
- 筆記用具・電卓を必ずご持参下さい（試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。）
- 受講票は締切日後に郵送いたします。5日前まで届かない時は当支部へご連絡ください。
- 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
- 実技講習にはヘルメット（貸出有）、ホイッスル、革手袋又は軍手、安全靴等服装を整えて下さい。
- 昼食をご持参下さい。（斡旋はできません）
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



玉 掛 け 技 能 講 習 受 講 申 込 書

No. _____

※協会使用欄

学科 令和7年8月19日(火)・20(水)
実技 令和7年8月21日(木)又は22日(金)

実施管理者	原本照合確認	免除要件確認

ふりがな		生 年 月 日	昭 和 年 月 日 平 成
氏 名			
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現 住 所	(番地まで詳しくご記入ください) TEL ()()() 〒 ー 緊急用 携帯電話 ()()()		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 先	所 在 地	〒 ー TEL ()()() FAX ()()()		
	事業所名		担当者名 内 線 ()	
※該当箇所にお 付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日 月 日
	受講票及び修了証送付希望先 (振込の際の領収書も同じ送付先になります)	勤務先	自 宅	

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受 講 一 部 免 除 申 請 書

運転士免許証 ・ 技能講習修了証貼付欄		※必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。
※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。 ※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、 原本確認のため受講当日に必ず「原本」をご持参下さい。(学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象になりません。) ※ 氏名が申込書と異なる場合は無効となります。(住所は可)		

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名 (ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。 (鉛筆書き不可)
- 2) 訂正の場合は二重線で訂正して下さい。(訂正印不要) 修正テープ不可。
- 3) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 4) 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する氏名又は通称を記入してください。
(旧姓を使用した氏名の場合：戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付 (写し) すること。
通称の場合：住民票又はそれに類する証明書を添付 (写し) すること。) いずれも受講当日原本を掲示してください。

※申込書に記入していただいた個人情報は、本講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。